

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月11日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第2号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（警備第二課） 第26条 略</p> <p>2 警備第二課に、警備対策官を置くことができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 警備対策官は、命を受け、<u>前項第1号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p>	<p>（警備第二課） 第26条 略</p> <p>2 <u>警備第二課に、警衛警備準備室を置く。</u></p> <p>（1） <u>警衛警備準備室は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会に伴う警衛に関する事務並びにこれらに伴う本部長又は警備部長が特に命ずる事務をつかさどる。</u></p> <p>（2） <u>警衛警備準備室に、室長を置く。</u></p> <p>（3） <u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>（4） <u>室長は、命を受け、警衛警備準備室の事務を掌理する。</u></p> <p>3 警備第二課に、警備対策官を置くことができる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 警備対策官は、命を受け、<u>第1項第1号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。